

(R6年4月)

就学援助費支給制度のお知らせ

印西市では、経済的な事情で給食費や学校の集金などの支払いにお困りの保護者に就学援助費の支給を行っています。



●対象者

印西市に居住し、かつ住民票がある場合で、印西市立小中学校に在籍する児童生徒の保護者又は印西市立小学校に入学予定の幼児の保護者のうち、次のいずれかに該当する保護者です。

- ①生活保護法による保護を受けている保護者（**要保護**）
- ②生活保護法による保護が停止又は廃止を受けて3カ月に満たない保護者（**準要保護**）
- ③経済的理由により生活が困窮していて就学援助が必要と認められる保護者（**準要保護**）

●支給内容・支給額

○要保護・準要保護児童生徒共通支給：修学旅行費・医療費（対象疾病のみ）・日本スポーツ振興センター共済掛金の全額

○準要保護児童生徒：共通支給の他に下表の支給内容となります。

支給費目	学用品・通学用品費	新入学児童生徒学用品費	校外活動費	修学旅行費	クラブ活動費	学校給食費	通学費	
対象	全学年	第1学年	全学年	該当学年	全学年	全学年	全学年	
支給額	小学生	13,900円 (年額)	54,060円	交通費・宿泊費・見学料等の実費の全額	交通費・宿泊費・見学料等の実費の全額	1,380円を上限に実費の全額	実費の全額	実費の全額
	中学生	25,000円 (年額)	63,000円	交通費・宿泊費・見学料等の実費の全額	交通費・宿泊費・見学料等の実費の全額	15,075円を上限に実費の全額	実費の全額	実費の全額

※ 新入学児童生徒学用品費と日本スポーツ振興センター共済掛金は、4月に申請した場合のみ支給となります。

※ 集金により学校で一括購入する物の他に保護者が購入した学用品、通学用品、部活動用品も対象となりますので、レシートや領収書等は保管するようにしてください。

●申請書類

- ① 就学援助費支給申請書
- ② 委任状兼口座振込依頼書
- ③ 世帯全員のマイナンバーがわかるもの（マイナンバーカード、通知カード、マイナンバー入り住民票の写し等）のコピー
- ④ 保護者の運転免許証・旅券・在留カード・身体障害者手帳・健康保険者証等のコピーのいずれか1つ

- ・令和6年3月末まで認定されていた要保護児童生徒は、①②を提出してください。
- ・令和6年3月末までに認定されていた準要保護児童生徒は書類を省略できます。ただし、新中学1年生は①②を提出してください。
- ・入学前に認定されている新小学1年生は①②を提出してください。
- ・はじめて申請する場合は①～④すべての書類が必要です。

※①②は市ホームページからダウンロードできます。学校にも用意してあります。

●申請方法

申請書類を学校に提出してください。

(マイナンバーのわかる書類は封筒に入れるなどして見えないようにしてください。)

●認定・支給決定

申請月の翌月からの認定・支給となります。ただし、4月申請の場合は5月に決定し、4月に遡って認定・支給となります。

決定は、学校を通じて保護者に通知します。

●認定基準

世帯員の合計需要額の1.3倍を基準額とし、世帯員の所得額等の合計が基準額を下回ることが、準要保護児童生徒の認定基準となります。

○「世帯員」とは

児童生徒と同居し、生計を共にしている方をいいます。

- ・住民票で世帯を別にしているも、同じ家で生計を共にしている場合は、世帯員とみなします。
- ・単身赴任などで別居しているも、その方の収入で生活している場合は、世帯員とみなします。

○「合計需要額」とは

生活保護法の保護基準のうち生活扶助費基準、住宅扶助基準、教育扶助基準及び学校給食費を基に算定した世帯員の需要額の合計をいいます。

- ・保護基準は、家族の人数や年齢により異なります。
- ・生活保護法の改正により、保護基準は変更することがあります。

○「所得額等の合計」とは

令和5年度(令和4年分)の所得額の合計、養育費、失業給付、児童扶養手当、遺族年金、その他の諸収入の合計をいいます。

現在の収入が令和4年に比べて著しく減少しているなど所得額等に変化が生じている場合は、学務課にご相談ください。

●基準額の目安

<ケース①> 父(40代)、母(30代)、小学生2人……4人家族
約280万円以下

<ケース②> 母(40代)、小学生1人、中学生1人……3人家族
約240万円以下

<ケース③> 母(30代)、小学生1人、中学生1人、祖父(60代)、祖母(60代)……5人世帯
約330万円以下

※あくまでも目安です。世帯の状況(人数、年齢、持家・賃貸)により異なります。

※申請前に個々の世帯の基準額を仮算定することはできません。

問い合わせ

印西市教育委員会学務課学務係
TEL 0476-33-4704